

令和5年10月20日
生活支援部医療保険課
保護第一課

医療機関への診療報酬返還請求に関する民事訴訟の提起について

1 本議案の趣旨

本件は、夜勤の看護師の配置基準を満たすことなく、国民健康保険法に基づく診療報酬及び生活保護法に基づく医療扶助の診療報酬の支払いを受けた医療機関の開設者に対し、当該診療報酬の返還を請求するため訴えを提起するもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものである。

2 訴訟当事者

(1) 原告 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区

(2) 被告

3 事件の概要

(1) 令和2年2月、被告が開設者である尾内内科神経科病院(埼玉県三郷市)は関東信越厚生局より、平成28年6月から令和2年1月までの間における国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づく診療報酬及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく医療扶助に係る診療報酬(以下これらを「診療報酬」という。)について、夜勤の看護師の配置基準を満たしていないにもかかわらず、当該配置基準を満たした場合に受け取ることができる特別入院基本料を加算した上で請求を行っている旨の指摘を受けた。

- (2) 令和4年1月、被告は、不適正な請求により診療報酬を過大に得ていたことを認め、対象期間の診療報酬に関する返還同意書を関東信越厚生局に提出した。
- (3) 令和4年9月、江東区（以下「区」という。）は、東京都福祉保健局指導監査部の通知により本件の影響は49団体に及び、区に関しても国民健康保険分、生活保護分とも対象であることを確認した。
- (4) 区は被告に対し、令和4年10月に生活保護分、同年11月に国民健康保険分について、それぞれ診療報酬返還請求を行ったが、被告がこれに応じなかった（なお令和5年6月、被告に対して、国民健康保険不当利得返還金に係る高額療養費についても支払を求めたが、被告はこれに応じなかった）。
- (5) 令和4年12月、被告側が保険者等を対象とする説明会を開催し、診療報酬返還金を一律8割減額する旨の提案を行ったが、妥当性がないため、区は受入れを拒否した。
- (6) 令和5年6月、被告から再度、返還金一律8割減額の提案、及びそれ以上の支払いは困難であるとの通知があった。

4 訴えの要旨

被告に支払いの意思がないため、区は被告に対し、下記のとおり過大に受け取った診療報酬の返還及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起する。

種別	訴訟物の価額
国民健康保険 診療報酬	11,169,919円
国民健康保険 高額療養費	3,445,735円
生活保護 診療報酬	3,717,810円
計	18,333,464円

※この他、相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

なお、訴えを提起するにあたっては、特別区人事・厚生事務組合
法務部に依頼の上これを行う。

5 訴訟遂行の方針

本件訴訟において必要がある場合は、和解及び上訴をすることが
できるものとする。